

## 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 専門職員採用試験案内

本会では、大阪府の実施する生活困窮者自立支援事業を受託するにあたり、下記のとおり専門職員の募集を行います。

1. 採用人員 専門職員 1名 (地域福祉部 生活困窮者支援グループ 相談支援員)

### 2. 募集職種、業務内容及び応募資格

配属先	業務内容	応募資格
生活支援部 生活困窮者支援 グループ	大阪府が実施主体となる郡部 (町村部) エリアにおいて、貝塚子ども家庭センターを拠点に、生活困窮者自立支援事業の相談支援員として、各関係諸機関との連携のもと生活困窮者に対する相談支援を行う。	<p>○社会福祉士、社会福祉主事等社会福祉関係の資格を有すること。 又は、社会福祉に関する相談業務の経験があること</p> <p>○パソコン (ワード・エクセル) が使えること</p> <p>○普通自動車運転免許必須 (AT 可)</p>

※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②暴力団員ならびに暴力団密接関係者 (暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者)
- ③本会の実施する貸付業務 (生活福祉資金、コロナ特例貸付及び修学資金等) を利用している、もしくは利用する予定がある者。

### 3. 試験方法

- 書類選考
- 適性検査
- 面接試験 (1人 15分程度)
- 小論文試験 原稿用紙2枚以内/事前提出  
小論文テーマ: 「生活困窮者の方に対する支援で最も重要だと思うことについて」  
※指定の原稿用紙を本会 HP からダウンロードし、申込書に同封のうえ事前にご提出ください。

### 4. 面接日時および会場

- 日時: 随時 (本会より、個別に連絡し面接日時を設定します)
- 場所: 大阪社会福祉指導センター (予定)

5. 採用予定日 令和6年8月1日

6. 雇用期間 令和6年8月1日 ~ 令和7年3月31日  
※更新の可能性あり (ただし、次年度以降も本事業を受託した時に限る)

## 7. 勤務条件

## (1) 給与、勤務地等

職種	給与等	勤務地等
相談支援員 (専門職員)	○月額 239,830 円 ○通勤手当 (6 ヶ月定期を基準とした実費) ○賞与月数計 1.0 ヶ月分	大阪府貝塚子ども家庭センター (貝塚市島中 1 丁目 17-2)

## (2) 勤務時間、休日および社会保険等

- 勤務日数： 週 5 日勤務
- 勤務時間： 9 時 00 分 ～ 17 時 30 分 (実働時間：7 時間 45 分)
- 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始、年次有給休暇
- 社会保険：厚生年金・健康保険・雇用保険・労災保険 有
- 福利厚生：大阪府市町村社会福祉協議会職員共済会に加入

## 8. 受験手続

- (1) 申込方法：下記申込先に提出書類を直接持参もしくは郵送でお願いします。  
 ※封筒の表に「専門職員採用試験申込書類在中」と朱書してください。  
 ※随時受付・書類選考を行います。採用決定次第、申込を打ち切りします。  
 申込前に必ず下記まで問い合わせください。

## (2) 提出書類：次の書類をご提出ください。

- 1 採用試験申込書【様式 1】※要写真添付
- 2 職務経歴書 【様式 2】
- 3 小論文回答用紙【様式 3】

※各様式は本会ホームページからダウンロードできます。  
 なお、提出書類は返却いたしません  
 本会ホームページ ⇒ <https://www.osakafusyakyō.or.jp>

## (3) 申込先：〒542-0065

大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内  
 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 総務企画部・専門職員採用係  
 受付時間 9:30～17:00 (土、日、祝祭日は休み)

9. 問い合わせ 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 総務企画部・専門職員採用係  
(電話) 06-6762-9471